

2026年6月12日

株主各位

会社名 文化シャッター株式会社
代表者名 代表取締役会長 潮崎敏彦
問合せ先 人事総務部 03-5844-7200

第80期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面記載省略事項）の
一部訂正について

標記の件、当社「第80期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面記載省略事項）」につきまして、内容の一部に訂正すべき事項がございましたので、謹んでお詫び申しあげますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり訂正いたします。

記

訂正箇所および訂正内容（下線部は訂正箇所を表示しております。）

1. 8ページ 会社の支配に関する基本方針

I. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
（訂正前）

（注2） 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第114項に規定する株券等をいいます。）の保有者<後略>

（訂正後）

（注2） 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者<後略>

2. 13ページ 会社の支配に関する基本方針

IV. これらの取り組みについての当社取締役会の判断及びその理由 (2)

（訂正前）

大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様の意思に基づいてのみ対抗措置の発動の有無が決定されることとなります。

また、大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守せず、<後略>

（訂正後）

大規模買付者が上記IIIに記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様の意思に基づいてのみ対抗措置の発動の有無が決定されることとなります。

また、大規模買付者が上記IIIに記載した手続を遵守せず、<後略>

3. 14 ページ 会社の支配に関する基本方針

IV. これらの取り組みについての当社取締役会の判断及びその理由 (2)

(訂正前)

さらに、本対応方針は 2026年 9月3日から効力が生じるものとしますが、その有効期間は、原則として、2026年6月開催の当社定時株主総会后最初に開催される当社取締役会の終結時までとします。

(訂正後)

さらに、本対応方針は 2025年 9月3日から効力が生じるものとしますが、その有効期間は、原則として、2026年6月開催の当社定時株主総会后最初に開催される当社取締役会の終結時までとします。

以 上